

令和2年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省2-（8））

施策名	国と地方公共団体が連携した取組の実施
担当部局名	大臣官房秘書課企画再犯防止推進室
施策の概要	国及び地方公共団体が連携した地域における効果的な再犯防止対策の在り方について調査するとともに、その成果に基づく取組の展開を図る。
政策体系上の位置付け	再犯の防止等の推進 （Ⅱ-4-（1））
達成すべき目標	地域再犯防止推進モデル事業を通じて、都道府県における地域のネットワークの構築や地方再犯防止推進計画の策定の推進を図ることにより、犯罪をした者等を地域で支援するための体制を構築する。
目標設定の考え方・根拠	<p>「再犯防止推進計画¹⁾」（平成29年12月15日閣議決定）において、地方公共団体との連携強化等に関する施策の動向を把握するための参考指標として「地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数及びその割合」が設定されていることや、同計画に基づいて、地域再犯防止推進モデル事業を平成30年度から令和2年度までの3年間実施することとされていることを踏まえ、上記目標を設定した。</p> <p>地域再犯防止推進モデル事業は、犯罪をした者等の立ち直りを支援する関係者（刑事司法関係機関、地方公共団体関係部局、民間団体等）間の関係を構築すること等を通じ、対象地域における再犯防止に向けた取組を推進していくという事業であることから、事業の実施に伴い、必然的に地域におけるネットワークが構築される。また、事業を実施することにより得られた課題・好事例や各種エビデンスを活用することにより、具体的な再犯防止施策を検討することができ、その検討結果に基づき、具体的な施策が盛り込まれた地方再犯防止推進計画の策定がより容易になる。</p>
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<p>○再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第5条^{*2}</p> <p>○再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）</p> <p>○再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）</p>
政策評価実施予定時期	令和3年8月

測定指標	基準値	年度ごとの目標値			
		基準年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1 地方再犯防止推進計画を策定している都道府県の数	—	—	—	—	23
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠					
再犯防止推進法において、地方公共団体は、国の再犯防止推進計画の内容を踏まえて地方再犯防止推進計画を作成するよう努めるものとされている。国の再犯防止推進計画の開始年度が平成30年度であり、各地方					

公共団体における検討は平成30年度以降に進められることになること、平成30年度から令和2年度までの3年間、地域再犯防止推進モデル事業を実施することとしていること、また、同事業の最終年度である令和2年度は再犯防止推進計画の計画期間の中間点に当たることを踏まえ、令和2年度末の段階で47都道府県の約半数に当たる23都道府県において地方再犯防止推進計画を策定されていることを目標として設定した。

過去の実績	年度ごとの実績値						
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
地方再犯防止推進計画を策定している都道府県の数	—	—	—	14	17 (速報値)		

測定指標	基準値		年度ごとの目標値		
	基準年度	基準年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
2 地域再犯防止推進モデル事業を実施している都道府県の数	—	—	—	22	27

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

地域再犯防止推進モデル事業は、再犯防止推進法において、国のみならず、地方公共団体も再犯防止施策の実施主体として明記されたことを踏まえ、地方公共団体の再犯防止の取組を支援し、そこで得られた知見を全国に展開するため、平成30年度から3年間の事業としてスタートしたものであるところ、その主たる成果物として、地方再犯防止推進計画の策定が想定されていることから、測定指標1の中間評価として本指標を設定した。モデル事業では、委託決定を受けた団体において再犯防止に係る実態調査を行い、その結果を踏まえて、事業を実施することとしているところ、委託決定を受けた都道府県数は、平成30年度では22団体、令和元年度では5団体である。目標値については、委託決定団体が公募に応じた地方公共団体の中から法務省の審査を経て選定された団体であること、事業の実施に至るまでには支援体制の検討、団体内部での各種調整など、多くの解決すべき課題があることなどを踏まえ、最終的に委託決定を受けた全ての団体が事業を実施することを目的として設定した。

過去の実績	年度ごとの実績値						
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
地域再犯防止推進モデル事業を実施している都道府県の数	—	—	—	22	27		

測定指標	基準値		年度ごとの目標値		
	基準年度	基準年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
3 地域再犯防止推進モデル事業を実施している都道府県との協議の回数	—	—	—	23	28

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

再犯防止の取組は、従来、刑事司法関係機関が中心となって取り組んできたものであるため、地方公共団体における効果的な事業の実施のためには、国と地方公共団体が密接に連携していくことが不可欠である。国の有する再犯防止に関するノウハウ等を用いて各地域における具体的な取組を実施してもらうため、できる限り多く協議の場を設け、事業内容の共有及び改善を図る必要があることから、測定指標1の中間指標と

して本指標を設定した。その目標値については、委託決定を受けた全ての都道府県に赴いてヒアリングを実施するほか、法務省において、モデル事業の委託先団体を対象とした会議を開催する予定であることから、これら協議会や会議の実数を目標として設定した。

過去の実績	年度ごとの実績値						
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
地域再犯防止推進モデル事業を実施している都道府県との協議の回数	—	—	—	23	28 (速報値)		

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			2年度 当初 予算額	関連 する 指標
	29年度	30年度	元年度		
①地域再犯防止推進モデル事業 (平成30年度)	—	141百万円 (121百万円)	281百万円	167 百万円	1
達成手段の概要等				令和2年行政事業レビュー事業番号	
国・地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策の在り方について調査するため、地方公共団体において、①地域の実態調査と支援策の策定、②事業の実施(犯罪をした者等を地域で受け入れ、支援するための体制の構築等)、③事業の効果検証・地域再犯防止推進計画の策定といった一連の取組を地域再犯防止推進モデル事業として実施するもの。				—	

施策の予算額・執行額	予算額計(執行額)			2年度 当初予算額
	29年度	30年度	元年度	
		141百万円 (121百万円)	281百万円	167百万円

*1 「再犯防止推進計画」(平成29年12月15日閣議決定)

平成28年12月に成立・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」第7条に基づき、法務大臣が案を作成し、平成29年12月に閣議決定された平成30年度から令和4年度までを計画期間とする再犯防止の推進に関する計画である。

同計画では、重点課題の一つとして「地方公共団体との連携強化等のための取組」を位置付け、Ⅱ-第7-1-(2)①イで「地域社会における再犯の防止等に関する実態把握のための支援」を、Ⅱ-第7-1-(2)②で「地方再犯防止推進計画の策定等の促進」に関する施策を盛り込んでいる。

*2 「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号)

第5条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2・3・4 (略)